

世話労働の研究 その2 —文献読解・フランスの現状—

棚 沢 直 子

はじめに

- I. 世代関係と世話労働がフランスで問題となるまで
 - 1. フランスの世代関係の研究
 - 2. フランスの世話労働の研究
 - II. 翻訳その1—依存高齢者の問題—
 - III. 翻訳その2—ケアの問題—
 - IV. 解説—研究の現状と展望—
 - 1. 研究の手続き
 - 2. フランスの現状—用語の検討から—
 - 3. 今後の展望
- おわりに—フランスから何を学ぶか—

はじめに

「世話労働の研究 その2」として、比較の項に採用したフランスの現状を検証する。フランスの世代関係とそれに伴う世話労働の研究はどこまで来たか。何が問題となり、何が今後の課題なのか。これらを概観しながら、日本の世話労働の研究を展望する。

I. 世代関係と世話労働がフランスで問題となるまで

1. フランスの世代関係の研究

世代関係がフランスの社会哲学・政治哲学の本格的な主題になったのは、実に1990年代のことである。1970年から始まった女性運動やそれにつづくフェミニズム思想は、世代関係を問題にさへしなかった。フェミニズム思想の主題のひとつは、公私領域の区分とその男女ふりわけである。1789年のフランス革命以来、そして1848年の普選法成立以来、すべての男たちが市民として公領域で活躍できるのに、多くの女たちは1970年当時も家庭という私領域に閉じ込められたままだったからである。

私領域にいる女たちを主題にしたフェミニズムだが、この領域に属すもうひとつの人間関係である世代関係には、全く言及しなかった。フランスのフェミニズムは、現在に至るまで、男女関係だけを中心軸にするからである。これに加えて、高齢者はまだ「発見」されていなかったから、世代関係の研究の要請がひっ迫していなかったとすることができるかもしれない。

では、なぜ1990年代に世代関係が問題になり始めたのか。そのカギは「連帯」の語にある。「世代間連帯」「家族連帯」「家族ネットワーク」「家族相互援助」など、当時から現在まで、世代関係の研究には、家族連帯が必要であるというメッセージが至るところに込められている。要するに、世代関係がこの時代に初めて問題になったのは、政治的・社会的な要請がじわじわと押し寄せていたと言えると思う。

フランスは日本と同じく少子高齢化の国である。

少子化は、日本より長く続き、100年以上の歴史がある。そのせいもあって、政府が少子化対策に力を入れ、社会保障家族部門の養親への手当が充実したこともあって、少子化は止まり始めている。

それに比べ、高齢化対策は放置されてきた。なにしろ家族政策と言えば、日本ではまず高齢化対策だが、フランスでは少子化対策だということになっている。高齢者に「特化した」介護保険創設に賛否両論が起こる国なのである。この「特化する」ということがフランス人の普遍思想に抵触する。「特化する」と差別したとされ、結局は高齢者を人間扱いしていないと批判される。

ところが、フランス人は、男女ともに、現在、日本と長寿を争っている。女の高齢化はさらに進んで、2003年の猛暑による高齢女性の孤独死がフランスに打撃を与えた。2007年の大統領選で高齢者が「新たな社会的リスク」としてようやく言及されたのは、この打撃がかなり大きかった。

しかし、フランスの社会保障の財源にも限りがある。高齢化対策の財源をどこからもってくるかが、重要な課題になった。そこで、無償の「家族連帯」が叫ばれたのである。まず「家族相互援助」があってこそ、初めて社会援助が機能できるという政治キャンペーンが始まった。

まとめれば、三世代同居の習慣がないフランスで、高齢者の状態が「新たな社会的リスク」として1990年－2000年代に「発見」され、そこから家族連帯の政治的・社会的要請が生まれ、ようやく世代関係が政治思想や社会思想の研究主題のひとつになり始めた、ということである。

世代関係が研究主題になったのは、「子どもの発見」によってではない。子どもなら、フィリップ・アリエスの研究にもあるとおり、とうの昔に「発見」されている。「高齢者の発見」こそが、フランスで初めて世代関係を照射するきっかけになったのである。ただし、高齢者が健常であれば、世代関係の研究はありえなかつただろう。では、「健常でない」高齢者を何と名づけるか。その形容

詞が「依存する dépendant」だった。

2. フランスの世話労働の研究

とりわけ2000年代になって、高齢者の中でも「依存する高齢者」が問題になり始めた。政府刊行物を多く出版するドキュマンタシオン・フランスセーズは、「老齡と依存」(『政治社会問題』 n.903 2004年8月 文献1)、「家族相互援助と世代間連帯」(同上 n.962-963 2009年7-8月 文献2)、『現代問題へのまなざし』(特集:「高齢者の依存:どんな改革か?」 n.366 2010年12月 文献3)など、たてつづけに出版している。依存高齢者となれば、必要となるのが世話労働である。

フランスでは、英語圏がケアの語で以前から世話労働を問題にしてきたのとはちがって、「世話労働」にあたる語の定義も概念形成もなかった。1970年からのフェミニズムでは「家事労働」「家庭内労働」を問題にしたが、この労働を「生産労働」と定義し、夫への世話を中心に分析しただけだった。男女関係だけに注意を向けるフランスのフェミニズムの特色がここにも表れている。

世話労働は、子ども、依存高齢者、障害者、病人などへの労働である。基本的には人間関係の中でも世代関係を中心に研究すれば、世話労働の意味が理解しやすい。世代関係は、男女関係とちがって、この労働なしには成立しないからである。障害者や病人も、重度であれば、同じである。世代関係における世話労働は、夫の世話とちがって、必要不可欠である。

要するに、世話労働とは、子ども、依存高齢者、重度な障害者、重篤な病人など、世話がなければ世話される側の人間の生存さえ危うい、そのような人間関係を成立させる労働だと言えることができる。

人間の生存のための必要不可欠な労働であるにもかかわらず、フランスでは、世話労働の定義もその概念も、まだ形成途上にある。もしかしたら形成途上とさえ言えないかもしれない。なぜフランスでは、世話労働の研究に対する抵抗がこれほど強いのか。それは、1789年以來のフランス人権思想の根本を揺るがす労働として世話労働があると感じているからではないか。

上に述べた『政治社会問題』シリーズは「老齡と依存」「家族相互援助と世代間連帯」などの主題に沿って、これまで出版された書物や論文の抜粋を多く掲載している。しかし、私の判断するかぎり、『現代問題へのまなざし』 n.366の特集「高齢者の依存…」にある二つの論文が、それぞれ依存高齢者と世話労働について、何が今フランスで問題なのかを、私の読んだ論文あるいは論文抜粋のどれよりも、簡潔にわかりやすく説明している。そこで、これら二論文を翻訳し、フランスの世話労働研究の現状を理解し、そこから日仏の研究の今後を展望してみたい。

II. 翻訳その1—依存高齢者の問題—

ベルナル・アンニュイエ「依存：無能力から社会的絆へ」 pp.26-28

「依存する」という形容詞は、長期滞在施設のイヴ・ドゥロミエ医師が老齢状態を説明するのに1973年に初めて使用した。「依存高齢者は生きのびるために誰かを必要としている。彼らの生命維持機能が低下するせいで、長期にわたって、あるいは最終的に、生きるために必要な所作をひとりでできなくなるからである」⁽¹⁾。

1980年代にこの形容詞は次第に認められるようになり、身体的精神的な病理のせいで日常生活の基本的な行為をひとりでできず、他者の援助を必要とする60歳以上の高齢者を形容するのに使用されるようになった。「依存する」の語は、1960年代に使用されていた「寝たきり」や「健常でない」などの語に次第に替わっていった。

「依存」の最初の公式な定義は、高齢者・引退・老化（ママ）について書かれたある辞書に1984年に現れた。「依存（必要な用語）、分野：医学。定義：解剖学的障害や精神的障害のせいで、他者の協力がなく、あるいは人工器具や治療薬などがなく、様々な役割を果たすことができず、日常生活で基本的な動作ができないひとの状態。注：病人、障害者、高齢者は、複数の依存が次々に積み重なることによって、多くの場合、自立できなくなり、いわゆる依存状態に陥る。これらの依存は、身体機能の病理的な問題というよりも、たとえば経済的、財政的、社会的な問題からくることが多い。(…)注：高齢者の依存は、一般的に、いつもは援助なしでする日常的な行為を、援助によってきちんとやり終えたいという要求により起こる」⁽²⁾。

1984年のこの公式な定義をもって、「依存高齢者」というカテゴリーが公式な報告書に現れるようになる⁽³⁾。

1997年に、フランス政府は、さんざんためらったあげく、ようやく60歳以上の人びとに向けた「依存特別手当PSD」を法制化した。それが1997年1月24日の法である。「依存とは（と最初の段落にある）、すでに他者から気づかい（soins）程度なら受けているかもしれないが、生活上の基本的な

注：(以下はすべてフランス語)

1. イヴ・ドゥロミエ「依存高齢者、依存へのアプローチ」『老年学』n.12 1973年9月 p.9
2. 高齢者担当庁所属専門用語内閣委員会『高齢者・引退・老化辞典』パリ フラテルム ナタン配給 1984年 p.38
3. T.ブローン・M.ストウム『依存高齢者』社会保障担当庁報告 パリ ドキュマンタシオン・フランセーズ 1988年5月

行為をやり遂げるためには援助を必要とする、あるいは規則的な看視を必要とするひとの状態のことである」⁴⁾。依存度を測定するには、国家が作成した一覧表AGGIR（「高齢の自立度。同等能力グループ分け」）があり、長期滞在施設の老年学専門医がたえず調整している。この一覧表は、身体的精神的な無能力度にしたがって、高齢者を6同等能力グループGIRに分類している。

2001年7月20日法は「自立個別手当APA」を定めており、この法が1997年のPSD法に替わった。APA法では依存ではなく自立の喪失が問題になっている。GIRの1-4に属す人たちだけがAPAを給付される権利がある。

APA法232-1条には「身体的精神的状態による自立の欠如や喪失を受け入れた結果、所作不能に陥ったフランス在住の高齢者はすべて、自立個別手当APAと必要に応じた世話を受ける権利がある」⁵⁾とある。このように、APA法は、依存の不十分で役に立たない定義をまた採用しただけでなく、依存と自立の喪失とを混同させている。自立の喪失とは自分の生活形態を選ぶ権利あるいは選ぶ能力の喪失を言うはずであるのに、依存と自立の喪失を混同し、それを故意に保持するのは、依存状態にいるとされた高齢者には、自分の生活形態を決定する権利がもはやないと通告するのと同じである。

1997年のPSD法とこの法に替わった2001年のAPA法は、二法とも、60歳以上の高齢者を差別化すると同時に、生体臨床医学という役に立たない次元だけで作成されたAGGIR一覧表だけを考慮し定義した依存の語を通して、高齢に対する唯一医学的な見方だけを強化するために、制定されたのである。それまで、高齢者は障害者の利便を図る方向で考えられた1975年6月30日法の領域に属していた。それなのに、今日では、ごく普通に、「依存しているからGIR1-4だ」と言い、こういう言い方の中で人間の観念さえ消えている…。

現在では、人間の諸機能の国際的な分類CIFの手引きが、年齢の観念に関係なく、人間の活動やその活動の限界、社会生活への参加や不参加について述べている⁶⁾。また2005年2月11日法は、どんな年齢であれ、障害のある状態を概念形成することに光を当てている。第13条には、日常生活の所作不能に応じて支給される手当を割り当てるために、5年を期限に年齢による区別を廃止する

4. 1997年1月24日法n.97-60は、依存高齢者の自立手当を制度化する法の票決を待つ間に、依存特別手当という名で高齢者の要望に答えるかたちで作成された。1997年1月25日公報第2条

5. 2001年7月20日法n.2001-647は、自立喪失の高齢者を引き受ける自立個別手当に関わる。2001年7月21日公報

6. OMS人間の機能、障害、健康の国際分類（CIF）2001年5月 cf.www3.who.int/icf/intros/CIF-Fre-Intro.pdf.

とある。

とはいえ、ロッセー・ドゥポール報告⁽⁷⁾は、依存高齢者というカテゴリーを保持し、隔離的なやり方でその法制化を提案し続けている。これは「自立のための連帯全国手当金庫CNSA」が2007年の報告書で表明した見解とは正反対である。その見解によれば、「障害状態へのアプローチは、年齢にかかわらず、その状態だけを考慮するというやり方で、自立の問題に果敢に取り組むのが適切である」⁽⁸⁾となっている。

CNSAは、「自立というものが、純粹に行政的なやり方で60歳に境界線を引いて使用できる観念でないのは明らかだ」⁽⁹⁾と注意を喚起する。結論として、CNSAは「問題となるのは障害状態の見方の変革である。この変革があれば、強度の無能力に苦しむひとでさえ、年齢にかかわらず、人生設計し、普通に生活しようと努力するのを、社会は認めるだろう」⁽¹⁰⁾としている。

障害状態にいる60歳以上の「依存高齢者」を是が非でも法制化したいというこの意欲の中に、フランス社会の「悪しき対象」と烙印を押された人びとが、差別され隔離される過程とその維持とを、読み取ることができる。このことは、哲学者ミッシェル・フィリベールが1963年にした分析を思い起こさせる。「老化の社会的、経済的、政治的重要性は、老人数の増殖ではなく、この増殖が社会に作用し、年寄りの価値低下を当然のこととし、その社会の文化自体の特色をそこに見ようとしなないことである」と⁽¹¹⁾。はっきり言えば、フランス社会は、「自分の年寄り」を隔離し続けながら、彼らを私たち共通の人類に属すとは、今なお認めないのである。

そもそも、「依存」の本来の意味は、相互依存という個人同士の関係様式（「依存する」とは「…にぶら下がる」「…に結びつく」の意）であったはずで⁽¹²⁾、この相互依存こそが社会的団結の基礎にあるものなのである。このような依存本来の意味を顧みずに、生体臨床医学のパラダイムを使用して、老齡領域で所作不能を依存とし、この概念を制度化するというやり方は、近代の社会構成

7. V.ロッセー・ドゥポール『依存高齢者を引き受ける任務作業の結論について社会事業委員会により提出された報告書』国民議会 n.2647 2010年6月23日

8. CNSA「社会保護の新分野創設」『2007年年報』p.71 cf.www.cnsa.fr

9. 同上

10. 同上p.68

11. M.フィリベール「私たちの社会における老人の役割とイメージ」『エスプリ』特集：「老年と老齡化」1963年5月

12. B.アンニユイエ『依存についての誤解』パリ ドゥノ 2003年

の中で個人同士が結ぶ個々の社会的絆の位置が、1975年あたりから変化し始めたことを、私たちに明らかにしてくれる。

「依存高齢者」と烙印づけるのを集団連帯の価値とするような、その種の依存を否認すること、この否認こそが、個人のさらなる個性とさらなる自立へと、現社会組織を確実に方向づけるだろう。この方向は、集団連帯の仕組みに頼る未来設計より、依存に対して市民ひとりひとりが備えようとする未来設計の方を、明確に表している。高齢者に烙印を押すのは、その社会が個人主義と連帯との間で引き裂かれ矛盾していることの反映である。高齢化し日常的に援助なしに生きるのが難しくなることは、自立した至高の個人という支配的イデオロギー、「自由でいるのを余儀なくされ」⁽¹³⁾、「人生設計」を立てるよう仕向けられた個人という支配的イデオロギーを脅かすことになるのだろうか？

この「依存」という観念は、私たちの中でもっとも脆弱なひとを排除するための新たな病原菌媒介体になりかかっている。私たちの周囲を見渡すだけでも現在そのように見える。これを防ぐには、私たちは自分自身だけを当てにすべきだし、そうやって初めて他者との関係に必要なと思われる依存は認めるべきだろう。この種の依存こそが、私たち個々人の生存ならびに集団的生存の基礎になるのである⁽¹⁴⁾。

1945年からの社会変化を考慮すれば、年齢に関係なくすべてのひとにとって、日常生活の所作と社会生活の参加が可能になるように、自立援助に向けた社会保護の新分野を促進する必要がある。この権利は、もちろん普遍的であって、市民全体が連帯して⁽¹⁵⁾ 出資しなければならない。

Ⅲ. 翻訳その2—ケアの問題—

ベルナール・アンニユイエ「ケア：《現代の流行》と社会生活の新しい考え方」pp.43-45

今日「ケアcareの名で」語られること、なされることのすべてを考慮するのは、はっきり言って、不可能である。

この単語をフランス語に翻訳すること自体、すでに、言語学的、社会学的、政治哲学的に見て、

13. F.ドゥベ/D.マルテュセリ『私たちはどんな社会に生きているのか？』パリ スーユ 1998年

14. N.エリアス『個人社会』パリ ファイヤール 1991年

15. P.バ「依存：保険より連帯！」『ル・モンド』2010年8月6日

ひと仕事である。

フランスで、「ケア」は、世話 *soin* の職業領域と人文科学の研究領域から現れ出た語であり、2010年4月の社会党第一書記マルティヌ・オブリーの声明があるまでは、これらの領域の外に出たことはなかった。その声明は「個人主義社会から《ケア》社会へ移行すべきである。このケアという英語は《相互の世話》と訳することができる。社会があなたの世話をするから、あなたもまた他者と社会の世話をすべきである」⁽¹⁶⁾ としていた。

この声明には、すぐさま、政治的な反論が、首相つきデジタル経済発展未来予測担当庁の旧長官ナタリー・コシウスコ＝モリゼから、やってきた。「ケアは社会運動のスローガンのだから、私には引かかる。ケアは、社会的苦悩の考察に、女たちだけでなく政治思考までも閉じ込めるから、あとは一時しのぎにひとの親切を当てにするだけになる」と彼女は言う⁽¹⁷⁾。

もうひとつの反応は、やはり、『ル・モンド』紙に現れた⁽¹⁸⁾。執筆したふたりの哲学者はそれぞれケアの再定義を試みている。そのうちのひとりファビエンヌ・ブリュジェールは、マルティヌ・オブリーのブレインである。

というように、ケアという指標は論争を呼び、その論争は雑誌『エスプリ』2010年7月号に引き継がれた⁽¹⁹⁾。「この観念は、他者への同情や配慮にとどまらず、よく言われるように女性特有の関心事でもない。ケアの観念は決定的に重要な政治問題であり、私たちの民主主義の将来がかかっている」ということだ⁽²⁰⁾。

このケアの語はフランス語への翻訳がとりわけ難しい。というのも、この語は気配り *sollicitude* と世話 *soin* の両方を同時に意味するからだ⁽²¹⁾。ケアの語は他者への注意を含む。それは、気持ち

16. 「マルティヌ・オブリーは進歩主義的社会思想に再び活力を与えようとしている」『ル・モンド』2010年4月15日

17. 「“ケア”あるいは親切な気づかひの勝利」『ル・モンド』2010年5月14日

18. F.ブリュジェール/G.ル＝ブラン「共同体主義とは何の関係もない“ケア”」『ル・モンド』2010年5月25日

19. M. - O.パディス「ケア論争は戯画化するより討論するにふさわしい」『エスプリ』n.366 2010年7月p.119

20. R.ウィリアムズ＝ヒギンズ「世話、文化への挑戦」『エスプリ』n.366 2010年7月 p.130

21. F.ブリュジェール「ケアの倫理：気づかひと世話の間、気持ちと実践の間」『ケアの哲学、医療の倫理、社会』パリ PUF 2010年 pp.69-86

の準備、態度、思いやりであり、活動や労働の領域に属する世話の実践までも想定させる。

ケアは1982年のキャロル・ギリガンの著書から始まる。彼女は言う。「女たちの経験や見方が道徳的に正しいとする正義の言語はありえない。そのせいで、《別の声》という仮説を考えなければならない」⁽²²⁾。「その声が正義の言語とちがうかたちで道徳的問題を識別し取り扱うことによって、新しい道徳を方向づける仮説が生まれる。この別の方向づけは、ケアの言語によって把握されるそれ固有の統一性と有効性をもつ」⁽²³⁾と。

正義とされた道徳はこれまで権利や規則を理解し実施することにより発展してきたが、ケアの倫理は抽象的で一般的でない具体的な状態に関わる別の道徳的な判断基準を中心にする。そのように理解してみると、道徳は、普遍的原理に基礎をおくのではなく、実在の人たちが普通の生活で出会う日常的な道徳諸問題に結びつく経験から出発するものなのである。道徳は、理論のかたちでなく活動のかたちに、その最良の表現を見出すものだ。ケアは、ひとつの態度であると同時に、行為であり労働である。

キャロル・ギリガンは、ケアの倫理を終始一貫して女というジェンダーに結びつけたと大きな批判に曝されてきた。そのおかげで、多くの女たちが自己肯定できたかもしれないが、同時にケアが私領域にとどまるという不都合なこともあり、ケア道徳の内容と活動は公領域や政治領域から離れて構築されてきた。

こうした批判の立場をとるのは、とくにジョーン・トロントである。彼女はケアとその主題の「国籍をはく奪」しようとする。彼女にとって、ケアの経験は、たとえその活動を実践するひとが西欧社会ではとりわけ女たちであっても、いわゆる女の本性に属してはいない。また、たとえ出自や肌の色から「少数者」と呼ばれるカテゴリーに属する人たちであっても、この活動は「少数者用」ではなくより広い活動全体の一部をなしている。

ここに参照したジョーン・トロントの著書の題名は、『傷つきやすい世界、ケアの政治のために』⁽²⁴⁾である。この題名は、女の声という《別の声》から始まって、私たちすべてに関わるケア

22. C.ギリガン『別の声、ケアの倫理のために』パリ フラマリオン 2008年（『別の声で、心理理論と女性の発展』ケンブリッジ ハーヴァード大学出版 1982年のフランス語訳）

23. S.ロージエ/P.パペールマン「ケアの倫理の課題」別冊クレールパ「ケア」アブリリオニス クレールパ 2010年4月 p.9

24. ジョーン・トロント『傷つきやすい世界、ケア政治学のために』パリ ラ・デクヴェルト出版社 2009年（『道徳の限界、ケア倫理のための政治論』ルートリッジ ニュー・ヨーク ロンドン 1993年のフランス語訳）

の政治に至る方向づけをはっきり見せてくれる。「私の主要な標的のひとつは、女が道徳に対して特別な資質をもっており、《女の道徳の声》までもが存在するという仮説である。(…)私にとって、こういう仮説は、女が道徳的に思考できないとする仮説と同じぐらい偏向している」⁽²⁵⁾。

彼女のケアの定義はこうだ：「ケア（《心配り》ならびに/あるいは《世話》）は、日常言語の中に深く入り込んだありふれた単語である。(…) I don't care (そんなこと気にしない) というように。(…) 最も一般的なレベルで、ケアは、私たちが可能なかぎり生きられるように、私たちの世界を維持し、永続させ、修復するために、私たちができるすべてを含む総称的な活動とみなすことができると思う。この世界は、私たちの身体、私たち自身、私たちの環境など、生命維持のために複雑な網状組織で絡み合う、私たちが関わろうとするすべての要素を含む」⁽²⁶⁾。

そして、ジョン・トロントは、ケアの四つの側面に注意を向ける。

- 第一に、ケアの必要に応じて注意を向ける、心配りする (caring about)。
- 第二に、ケアの責任を負う、引き受ける (taking care of)。
- 第三に、世話をする、世話労働を实践する (care-giving)。
- 第四に、世話を受ける、世話の恩恵に浴する側からの応答 (care-receiving)。

この四つの側面からケアの倫理を構成する四つの要素が引き出される。注意、責任、専門能力、反応力である。

注意：ケアの第一の道徳的側面は注意である。ケアは、欲求を見分けることが要請され、気づかひが必要とされる。私たちの周囲にいる人たちの欲求を見分けるのは難しい仕事であって、他者への注意はひとつの道徳的達成である。

責任：責任とは、形式的に言えば、私たちが義務と思う要請と一致するのだが、政治的哲学的概念としてのケアから見た場合、責任は相互にやり遂げるべきことの理解を中心に考えられなければならない。

専門能力：世話労働は専門能力をもって遂行しなければならない。それは世話を適切に実践するこ

25. 同上 pp.12-13

26. 同上 pp.142-143

とであり、専門能力の問題は職業倫理と切り離せない。

反応力：この必要不可欠な観念が示すことは、世話する側と受ける側双方の欲求の均衡を維持すべきだということである。それは他者の欲求を理解するやり方を示唆する。他者の立場に取って代わるやり方とはちがう。単に他者が私たちと同じだと思えることではない。そうではなく、他者の見方を理解しようと努めることである。

以上、ケア理論を概観したあとでなら、次の疑問を發することは許されよう。「政治思考の中心に他者への気づきをおくやり方が、なぜ、今、決定的に重要なのか。このことが、私たちの生活の中で、どんなかたちの知的で政治的な変革に、私たちを巻き込んでいくのか」と⁽²⁷⁾。

というのも、ジョーン・トロントが言うように、もし「世話というたゆまぬ労働のほかに、ケアが世界を考えるひとつのやり方を私たちに提出してくれる」⁽²⁸⁾なら、そして、もしこの考え方が天賦的で反生産的だと批判されたくないなら、それなら何よりも社会契約を考え直さなければならないからだ⁽²⁹⁾。それはケアが社会契約の構成要素だということではない。構成要素はほかにいくらかでもある。まず民主主義の要請、連帯の要請など。これらは他者への気づきにふさわしい前提条件を素描してくれる。「ケアにふさわしい民主主義のかたちは、市民が民主主義を絶えず気にかけるように要請する。彼らは、互いへの責任だけでなく、民主主義の制度や実践への責任に向き合わなければならない。人びとが政治にどこまでも無縁な社会では、他者を気づかう人間関係が確立できないのは明らかである」⁽³⁰⁾。

ケアの哲学が、「気軽い既成思想」やシンポジウムの最新流行になるのを避けたいなら、社会組織の中でどんな地位や役割を占めようと、ただの市民として、ただ他者へ注意を向けるこの哲学に興味をもつひとりの市民として、さまざまな重要な政治決定にどう働きかければいいのか。政治決定は、個々の欲求をよりよく考慮するためには、それだけで十分ではないが、絶対に必要な条件である。

私たちは、(たとえば男女の)賃金平等について、雇用や職業養成について、困難な状況にいる

27. P.モリニエ/S.ロージェ/P.パペールマン『ケア、すなわち、他者への気づき、感受性、責任とは何か』パリ パイヨ 小叢書 2009年 p.7

28. J.トロント 前掲書 p.5

29. H.ド・ジュヴネル「社会契約を再び打ち立てる」『フューチャーブル』n.365 2010年7月-8月 pp.3-4

30. J.トロント 前掲書 p.17

ひとを援助するボランティア労働の社会的承認について、富の総合的な再配分についてなどなど、これら基本的な選択に影響を及ぼすことができるだろうか。私たちは、市民として、社会変化に必要などんな政治システムを後押しできるだろうか。

以上の問いは、今日、社会の新しいかたちの真の前提条件になるように思える。その社会では、民主主義の維持に必要な不可欠な相互的交流の中で、他者を思いやることができるだろう。

社会学博士

パリ-デカルト大学教員ならびに研究者
自宅援助サービス責任者

IV. 解説—研究の現状と展望—

1. 研究の手続き

フランスでは、人文分野・社会分野で研究主題を選んだら、その主軸となる用語の定義づけと概念形成あるいはカテゴリー化から始める。世話労働の研究に関わる用語をざっと見渡しただけでも、「高齢者」「依存」「自立の喪失」「世話」「ケア」「労働」「活動」「援助」「弱者」などがある。もし形成すべき概念として、あるいは分類すべきカテゴリーとして、適切でないと判断されたら、その用語は捨て、新しい用語を探る。あるいはカテゴリー化をやめてしまう。その判断基準になるのは、フランスの人権思想である。この思想は、普遍的であって、《全世界で》あらゆる政治的・社会的・法的判断の基盤にすべきだとフランス人は思っている。

用語の定義づけはともかく、概念形成とかカテゴリー化とか、いちいち人権思想を厳密に参照しつつ試みる手続きは、日本では考えられない。概念形成には哲学が基本となる。たとえ緊急の政治的・社会的要請があり法制化が必要とされても、政治哲学・社会哲学・法哲学など、フランスが蓄積してきた哲学体系に照らし合わせ、要項の整合性をひとつひとつ吟味する。フランスにケアの英語を導入するかどうかで議論が始まる。高齢者が問題になれば、さっそく「高齢者担当庁所属専門用語内閣委員会」（本稿Ⅱの注2、p.262）が創設される。

上に述べた用語の検討の跡をたどれば、フランスの世話労働研究で何が問題なのか見えてくる。翻訳した二論文は、高齢者にまつわる用語を検討しつつ、その問題点と今後の課題を簡潔にまとめている。このまとめにしたがって見ていこう。

2. フランスの現状—用語の検討から—

「高齢者 *personnes âgées*」「依存 *dépendance*」「自立の喪失 *perte d'autonomie*」:

フランスでは、高齢者を「純粹に行政的なやり方で」（本稿Ⅱ、p.264）60歳で境界線を引き、60歳以上の中でも「依存高齢者」をカテゴリー化した。世話が必要な高齢者を「依存高齢者」と命名

したのである。この「依存」の語は生体臨床医学によって定義され、依存度を6段階に分け、1～4が世話の必要な段階と決定した。しかし、ここに翻訳した二論文の作成者ベルナル・アンニュイエによれば、問題が噴出している。

そもそも依存高齢者をカテゴリー化する必要がどこにあるのかと彼は問う。依存高齢者を「フランス社会の《悪しき対象》と烙印づけ、差別し隔離し、高齢者の価値低下を当然のこととして、彼らを私たち共有の人類に属すとは、今なお認めない」(本稿Ⅱ、p.264)やり方が、カテゴリー化なのである。依存高齢者を今までどおり障害者の領域に属するとして、何がいけないのか。現在フランスでは、こうした依存高齢者のカテゴリー化の是非で、議論は二分されている。

この依存の語は、その本格的な概念形成が始まるまえに、捨てられる可能性が出てきた。もともとこの語は、60歳以上の高齢者にしか使用されず、重度の障害者にさえ使用されていない。「依存」は、法制化では、すでに「自立の喪失」の表現に替わられた(Ⅱ、p.263)。

しかし、それでもアンニュイエは満足しない。「自立の喪失」の定義が「依存」の「不十分で役に立たない定義」を引きずり、これと混同されたというのだ。自立とは、と彼は言う。「自分の生活形態を選ぶ権利あるいは選ぶ能力」のことである(同上)。他者からの世話の必要があると認定されても、自分の生活形態を選ぶ能力があるかぎり、高齢者であれ誰であれ、「依存」状態でも「自立の喪失」状態でもないというのである。

アンニュイエの考えでは、「自立」とは「自分の生活形態を選ぶ権利」の行使、あるいは「選ぶ能力」のことだから、他者からの世話のあるなしは自立の定義には関わらない。世話を受けても「依存」でも「自立の喪失」でもない。「自立」を生体臨床医学の分野だけで定義すると「不十分で役に立たない」ことになる。生活形態を「選ぶ権利」や「選ぶ能力」は生体臨床医学だけで測定できないからだ。

アンニュイエは、さらに、自立した個人の定義の中に「社会生活の参加の可能性」(本稿Ⅱ、p.265)までも含める。その可能性は、最低、参加の意志表明(選挙権の代理行使、新聞・テレビ・ネットなどで読んだり観たりして時代の証言者になりたいと思う等々)でよいと、アンニュイエの延長上に私は思う。このような意志があるかぎり、「自立の喪失」ではないと彼は思っているにちがいない。そうした高齢者を、ひとびとの意識の中で、社会から隔離してはいけない。

「依存」とか「自立の喪失」とか、生体臨床医学分野だけで定義され、概念形成され、カテゴリー化されるなら、それらは「不十分で役に立たない」のだ。「生体臨床医学のパラダイムを使用して、老齢領域で所作不能を依存とし、この概念を制度化するやり方」(本稿Ⅱ、p.264)は、依存の本来の意味とかけ離れている。

彼によれば、「依存」とは、本来、「相互依存という個人同士の関係様式」のことである。「この相互依存こそが社会的団結の基礎にあるものなのである」(同上)。アンニュイエは個人同士の《相

互>依存は承認する。私が彼の言いたいことを解釈すればこうなる。自立した個人同士が相互援助するなら、これをぎりぎり相互依存と呼ぶなら、むしろ認めるべきであって、この種の依存は「個々人の生存ならびに集団的生存の基礎」になるということだ。

付言すれば、フランスの主体思想の「主体」の語も、アンシャン・レジーム期では「従属した臣民」のことだった。この意味がフランス革命以後に変化して従属すべき王が断頭台に消えたから「自立した至高の個人」を含意することになった。自立した個人成立とともに、依存の意味も変遷したらしい。

とにかく、世話が必要な60歳以上の高齢者を<<特化して>>「依存高齢者」と名づけ、カテゴリー化し、「差別し隔離する」のは、フランスの普遍的人権思想に反するということである。

「世話soin」「ケアcare」「労働travail」「活動action」「援助aide」:

フランスでは介護にあたる用語はない。prise en charge (任務引き受け)、aide (援助)、soin (気配りあるいは看護) などはあるが、厳密に「介護」あるいは「世話」ましてや「世話労働」を正確に意味する語は見当たらない。ぎりぎり「看護」も含意するsoinがこれらの中で一番近い。

このせいで、社会党第一書記マルティヌ・オブリーは彼女の2010年の声明の中で「個人主義社会からケア社会へ」と英語を使用しなければならなかった。彼女はこの声明の中ですぐさま「ケア」をsoinと翻訳し、「このケアという英語は<<相互の世話soin mutuel>>と訳すことができる」(本稿Ⅲ、p.266)とした。たしかに、soinは、ケアほど「日常言語の中に深く入り込んだありふれた単語」(同上、p.268)ではないものの、上記の他の語より「世話の実践」の意味がある。しかし、彼女が「相互の」を<<フランス的に>>とってつけたせいで、時間を費やす世話労働の負担の重さが消えてしまった。

私の言いたいことを説明しよう。世話労働は、時間概念から見れば、相互的では全くない。時間の流れをある一点で区切ったとき、世話する側とされる側は相互ではない。世話される乳児が世話するひとを世話してくれるか！ 世話労働はつねに一方通行的な労働である。将来、お返しに、世話されるとは限らないではないか。社会全体を考慮すれば、世話労働は相互的なのもかもしれない。しかし、この考え方では、育児から始まって老親の介護まで、世話労働を実践し続けるひとの個々の負担の重さが計測できなくなる。

にもかかわらず、である。オブリーがせっかく「相互の」をつけて「世話社会」を提唱しても、さまざまに反論を食らい、ついに彼女はこの提唱を取り下げた(文献6)。2012年の大統領選の社会党候補選出にあたって、フランソワ・オーランドに敗れてしまった。

そもそもフランスで世話soinを労働と認めているのか。

1970 - 80年代のフェミニズム理論家クリスティーヌ・デルフィーは、家庭内労働を生産労働と定義した。これを輸入した日本では、ずらして、家事労働を再生産労働と再定義したから、フランスの労働概念の状況が理解できないかもしれないが、フランスで労働と言えば今なお「生産労働」以外ないのかもしれない。ぎりぎり金銭に換算できるサービス業なら「生産」労働かもしれない。とすれば、単に人間関係を成立させる労働、人間の生存のために必要不可欠な世話労働は生産に関わる労働でなく、ましてや「相互の世話」ともなれば金銭に換算しないから、結局は労働扱いしないのかもしれない。

フランスで誰もが認める世話労働の定義も概念形成もない現在、世話の実践について頻繁に使用される用語は、労働 *travail* よりは活動 *action* である。

民法に家族の編も章もないフランスでは、家族法典の作成が要請されてきた。しかし、実際にできたのは、1956年の「家族と社会援助の法典」、これに替わって2000年の「社会活動と家族の法典」だった（文献5）。2000年の題名は社会活動の語を家族より先においている。家族成立にはつねに社会援助や社会活動が不可避だということである。社会援助や社会活動がまず想定されるこの家族のあり方は日本では考えられない。家族を社会保障制度の観点から「社会が共有するリスク」と定義した本もあるくらいだ。

労働を「援助」「活動」と呼ぶ。しかも、「社会」をつけて「社会援助」「社会活動」とすれば、しだいに無償労働の匂いが立ち込めてくる。個々人の「相互援助」なら、労働の含意は限りなく薄められる。時間を費やし一方通行とする世話の負担は、思考の中で、見えてこなくなり、語られず、ついには排除されたままになる。これがフランスの世話労働研究の現状である。

「弱者」:

日本では「社会的弱者」の語が飛び交っているが、フランスでこの語は存在しない。実際に社会の中で「恵まれないひとびと *défavorisés*」はいるかもしれないが、「社会的弱者」と名づけカテゴリー化するのは、人間扱いしていないと解釈され普遍的な人権思想に抵触する。「恵まれないひとびと」は、社会の中であまり見えてこなかったから、「語られなかった *non dit*」か、「排除された *exclu*」かしているのだ。現在では、日本語の「社会的弱者」に代わって、この「排除されたひとびと *les exclus*」が用語として定着している。

アンニュイエは「依存」と形容された「もっとも脆弱なひと」が社会から「排除される」のを危惧する（本稿Ⅱ、p.265）。この「脆弱な *fragile*」は、「社会的弱者」でなく、生体臨床医学で定義づけられた「弱者」だが、それでさえ彼は否認すべきだと言う（同上）。

とにかく、人権宣言に明記された「自由と平等の権利」をもつ「至高の *souverain*」個人（同上）の概念に合致しなければ、人間扱いされていないということだ。

3. 今後の展望

世話労働の研究は、フランスで今後どのように展開するだろうか。課題をどのように解決するのか。

まず「依存高齢者」のカテゴリー化という課題について。これは予断を許さない。フランスでも今後高齢化がさらに進むと予測されており、高齢者の大量の孤独死はもう許されない。ベルナール・アンニユイエは反対のようだが、「新たな社会的リスク」に「特化した」手当の必要性を説く意見はフランスでは根強い。ただ、これまでのように60歳以上で線引きをするかどうか。日本から見れば、60歳以上を高齢者扱い、ましてや（世話が必要なら）「依存高齢者」扱いにするのは早すぎる気がする。すでに「社会活動と家族の法典」では主題によっては65歳以上と書きこまれ、60歳以上と併記されている（文献5 P.15）。「依存」の語はさまざまな公文書で「自立の喪失」に替わられ始めている。あとは、自立喪失の高齢者を、これまで通り、障害者の領域に属するとしてままにするかどうかである。

つぎに世話労働の研究の今後について。世話を労働と認めず、「社会活動」や「相互援助」とすれば、たしかに財源はより少なくて済む。世話を労働と認めて、定義づけ概念形成するには、長い時間がかかるだろう。あるいは、この方向にさえ行かないかもしれない。

自立した至高の個人が、実は「相互援助」を必要とし、「相互依存」の存在であることを認めるのでさえ、それが人権思想に書き込まれていない以上、「社会契約を考え直さなければならない」（本稿Ⅲ、p.269）ことになるのだ。

考えてみれば、1789年の人権宣言のころは、個人の「自由と平等」の標語は決定しても、三番目の語は、個人の「所有 *propriété*」、個人と社会の「安全 *sécurité*」など、候補に挙がった語を絞り込むことができず、人間（正確には男）同士の *fraternité*（仲間内の「友愛」「兄弟愛」が近い訳、「博愛」は誤訳）になり始めたのは、19世紀も後半になってからである。20世紀前半には「連帯 *solidarité*」の語も取りざたされた。フランスにとって、連帯ひいては「相互援助」は、比較的新しい概念だということである。

アンニユイエは現在のフランス社会が「個人主義と連帯との間で引き裂かれ矛盾している」（本稿Ⅱ、p.265）と指摘した。個人主義と連帯は矛盾する。個人主義に則った人権思想を揺るがすには、連帯を本格的に概念形成するだけで足りる。

では、「他者を気づかう人間関係」（同上Ⅲ、p.269）である「連帯」を組み入れる「社会の新しいかたち」（同上、p.270）は、どう展望できるのか。それは、「集団連帯の仕組みに頼る」のではなく、「個人同士が結ぶ個々の社会的絆」（本稿Ⅱ、p.265）から出発すべきである。

ここまでアンニユイエの二論文を解説してきて、彼が行き詰ってしまったのに気づく。個々の社

会的絆を結ぶために、「社会保護の新分野を促進する必要がある」（同上）と彼は言うが、これはまさに「集団連帯の仕組み」ではないのか。フランスで社会保護は十分に「制度化」されている。

「連帯」とか「相互援助」とか、これだけをもってしても、気づくひとが気づくなら、フランスの人権思想の根本を揺るがす可能性大なのに、ましてやこの「連帯」に世話労働が必要不可欠だとくれば、個人主義を死守するためには、世話の存在を労働として見ないに限る。財源も捻出しなくて済む。

とにかく、フランスの個人主義にとって、自立喪失の高齢者も、世代関係も、世話労働も、厄介な代物なのだ。男女平等を推進する方が、人権思想の変革を迫ってこないから、楽である。

とはいえ、以下のことだけは忘れてはいけない。いったん困難な状況にいるひとが見えてきて、その状況が「社会的リスク」と認定されれば、フランスの法制化は、日本では考えられないほど、迅速である。「依存高齢者」と仮に定義づけカテゴリー化し、（それでも「さんざんためらったあげく」とアンニュイエに揶揄されたが、）ともかくも「依存特別手当」と仮に名づけた給付を法制化した（本稿II、p.262）。

全体的に言って、子どもの養親手当、高齢者も含む障害者自立援助、失業手当等々、フランスでは日本で考えられないほど充実している。フランスの経済がそれでもまだ行きづまっていないのは、日本の現状を見ている私には、理解できない。

OECDの2006年の統計によれば、フランスは所得再分配される前の相対貧困率が24.1%とOECD内でも最悪の数字で社会格差の激しい国だが、再分配後は6.0%と半分以下になる。ちなみに、日本は市場所得段階で16.5%と低いにもかかわらず、再分配後はこの数字が13.5%にしか下がらず、アメリカに次ぐ最低の貧困国家となっている。というように、フランスは日本より社会保護が手厚いのだ。

おわりに—フランスから何を学ぶか—

世話労働の研究について、フランスから何を学ぶか。

まず研究の手続きについて。一般的に言って、日本では、社会分野・人文分野の研究の手続きとして、理論が必要なら、理論を創造するかわりに、西洋理論を輸入する。そして応用する。それも日本の現状に合わせてずらして応用する。用語については、英語の単語を一切の吟味なしに輸入し、そのままカタカナで使用する。用語の再定義の試みはしないから、カタカナが正確に何を意味するかの理解は、研究者によってちがう。

こうした研究風土にあって、フランスのような研究の厳密な手続きを試みることに意味はあるのか。私はあると思う。日本社会をひとつの全体として分析するには、輸入応用だけでは十分ではな

い。日本の現状に合わせずらして応用すると、日本の社会も一見理解できるような気がするが、不正確である。しかし、厳密な手続きをすべきだと思う研究者は実に少数派だ。それに、フランスの人権思想のように公準となるべき判断基準の存在は不確かだし、蓄積してきた哲学体系も日本ではおぼつかない。

とすれば、いっそのこと、フランスの人権思想にとって扱いが厄介な世代関係の研究から出発したらどうだろう。日本はフランスよりはるかに世代関係が優先する国である。「人間は生まれながらに自由で平等な権利を有する」と日本人はそれほど思っていない。なおさら人間が「至高の個人」と感じるひとは少ない。

それなら、すべての人間関係の基礎に世代関係があることを研究の前提にしたらどうか。世代関係から考えれば、人間は自由で平等な権利を有するかもしれないが、現実には自由で平等である期間は、日仏のように寿命が長い今、意外に短い。生まれたての乳児は、まず世話するひとの労働がなければ生存できないほど不自由である。自立援助が必要な高齢者も世話労働なしには生存が困難になる。世代関係から見れば、人間は生まれてから死ぬまで自由で平等であるとは言い切れない。フランスの人権思想が実践できるのは、人間の一生という時間概念を導入すれば、自立できる期間にいる個人だけである。

世代関係から見ると、労働には二種類あると考えるべきだろう。生産労働と人間関係を成立させる世話労働とである。日本ではすでに介護保険も制定されている。あとは世代関係や世話労働の研究を厳密な手続きにしたがってつくり上げるべきである。家庭内の世話労働も労働として社会的に承認させることが重要だ。

日本の現実に即して世代関係と世話労働から出発すれば、フランスの人権思想とはちがう人間の概念や社会生活の理論化が可能になるだろう。

最後に、日本の家族政策が高齢者中心に考えられ、フランスの家族政策が子ども中心に考えられているこのちがいを再検討してみよう。

日本では子どもや高齢者は家族のものという思いが強いのに比べ、フランスでは彼らは社会のものという意識が強い。法制化もこのような精神風土のうえに成り立っている。その結果、次のちがいが生まれる。

日本の少子化対策は、家庭内で女が子どもの世話をし、当たり前とする発想のもとに立てられるからこそ、いつまでも効果が上がらない。女の職業推進策と並行して考えるという発想が弱すぎる。高齢者の医療保険・介護保険はあるが、彼らもまた家族のものだから、介護が必要になったあとの社会参加の可能性の有無などという議論は、あまり巻き起こらない。

フランスでは、子どもが社会のものという意識のうえに政策が立てられるから、少子化対策も女の職業推進策から着手する。高齢者については、社会参加の可能性が皆無なら、彼らはフランスでは決して「見えてこない」だろう。

こうした精神風土のちがいは、さらに追及して考える必要がある。

しかし、日本も今後変化していけよう。フランスも同じだ。双方の今後の変化を見つめていきたいと私は思っている。

世話労働の研究、その1、その2と続けて、いずれ一冊の本にする計画を立てている。

参考文献：

1. *Problèmes politiques et sociaux*, n.903 : “Vieillesse et dépendance” août 2004, Paris, La documentation française
2. *Problèmes politiques et sociaux*, n.962-963 : “Entraide familiale et solidarités entre les générations” juillet-août 2009, Paris, La documentation française
3. *Regards sur l'actualité*, n. 366 : “La dépendance des personnes âgées : quelle réforme?” décembre 2010, Paris, La documentation française
4. *Code de la sécurité sociale, Code de la mutualité* 35e édition 2011, Paris, Dalloz
5. *Code de l'action sociale et des familles*, 5^e édition, édition 2009 Paris Dalloz
6. Martine Aubry avec 50 chercheurs et citoyens: *Pour changer de civilisation*, mars 2011 Paris, Odile Jacob
7. 棚沢直子 「世話労働の研究」『経済論集』第36巻2号 東洋大学経済研究会 2011年3月 pp.165-172